

## 2/17 未来投資会議 構造改革徹底推進会合

### 「第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション」会合

#### （PPP／PFI）（第4回）

---

#### （開催要領）

1. 開催日時：2017年2月17日（金） 14:00～15:30
2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：  
越智 隆雄 内閣府副大臣  
武村 展英 内閣府大臣政務官

竹中 平蔵 東洋大学教授・慶応大学名誉教授  
富山 和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役 CEO

ジョン・ウォーカーAM マッコーリーキャピタル香港リミテッド  
インフラストラクチャー・ユーティリティ及び  
再生可能エネルギーグループ アジア会長  
シニアマネージングディレクター  
マッコーリーグループ韓国会長

大橋 純 マッコーリーキャピタル証券会社  
マネージングディレクター 日本における代表者 投資銀行本部長

米澤 康博 早稲田大学大学院教授  
福島 隆則 株式会社三井住友トラスト基礎研究所上席主任研究員

高橋 進 経済財政諮問会議 議員

#### （議事次第）

1. 開会
2. PPP／PFIの活用促進に向けた民間事業者・有識者からの  
ヒアリング等についてPPP／PFIの活用促進について
3. 閉会

(配布資料)

- 資料 1 : マッコーリーキャピタル提出資料
  - 資料 2 : 早稲田大学大学院 米澤教授提出資料
  - 資料 3 : 福田内閣府大臣補佐官提出資料
  - 資料 4 : 竹中会長提出資料[非公表]
  - 資料 5 : 内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
  - 資料 6 : 国土交通省提出資料
- 

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、ただいまから「未来投資会議 構造改革徹底推進会合『第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション』会合（PPP/PFI）」の第4回を開会いたします。

御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。本日は越智副大臣、武村大臣政務官に御出席いただいているほか、有識者としてマッコーリーキャピタルのジョン・ウォーカー会長、早稲田大学大学院の米澤康博教授にも御参加いただいております。

まず、越智副大臣から御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

(越智副大臣)

皆様、こんにちは。PPP/PFIの第4回会合でございますけれども、御多忙の中、こうしてお集まりいただきまして、心から感謝を申し上げます。

前回までに日本再興戦略2016に記載した内容につきまして、おおむね取り組み状況と方向性が確認できたと考えております。

ここからは、民間事業者の皆様を含めて、いろいろとお話をお伺いしながら前に進めていくということでございまして、本日は、民間事業者が実際にコンセッションに取り組む際の具体的な課題などについて、アジア各国でインフラ市場の立ち上げや民営化に取り組んでこられたマッコーリーキャピタルのジョン・ウォーカー会長、そして投資やファイナンスが御専門の早稲田大学大学院の米澤教授から御発表いただく予定でございます。短期間で御準備いただいたことに、心から感謝申し上げます。

それに続きまして、福田大臣補佐官より民間事業者へのヒアリング結果について御説明をいただきます。

また、集中強化期間が今年度末で一部終了することから、重点分野の今後と新規分野の取り扱いにつきまして、竹中会長から御説明いただくこととしております。

これらを通じまして、今後検討すべき新たな論点を明らかにすることによっ

て、コンセッションを推進する取り組みが一層進むよう、皆様には積極的な御議論をお願いいたしまして冒頭の御挨拶とさせていただきます。

きょうもどうぞよろしくお願いいたします。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、時間も限られておりますので、失礼ながら出席者の御紹介は、お手元にお配りしております座席表でかえさせていただきます。

席上には座席表、議事次第、資料1から資料6までをお配りしておりますので、御確認いただければと思います。

なお、資料4は非公表とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは竹中会長に一言いただいた上で、議事進行をよろしくお願いいたします。

(竹中会長)

ありがとうございます。

今、副大臣からお話がありましたように、本日は、前半の時間で民間事業者・有識者の方から御意見をいただきまして、後半の時間を使いまして、先般から行われてきました民間事業者ヒアリングに関する説明、それと「集中強化期間の終了する重点分野の今後と新規分野の取り扱いについて」ということで、会長としての案を示したものを皆様のお手元にお配りしていますので、これについての議論をさせていただきたいと思います。

まず、マッコーリーキャピタルのウォーカー会長から御発言をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(マッコーリーキャピタル ウォーカー会長)

このような場にお招き頂き、ありがとうございます。ジョン・ウォーカーと申します。

ごく簡単に自己紹介をさせていただきますと、25年間、オーストラリアの政府に携わっておりまして、ある一時期には東欧の関連のチーフエグゼクティブを務めたり、サウスウェールズ州のインフラに関わっていた時期もありました。一方、韓国も含め、アジア全体のインフラ事業に関わってきた経歴を持っております。

この先は大橋に会社の紹介をしてもらおうと思います。

(マッコーリーキャピタル 大橋代表)

マッコーリーの大橋と申します。よろしくお願ひ致します。

お手元の資料の3ページ目をご覧ください。簡単なマッコーリーの紹介ですが、銀行、アドバイザー業務、投資・資産運用業務を国際的に展開しております。1969年に設立されまして、2000年に日本で業務を開始し、今100名程のメンバーで、日本では、やっております。時価総額が2.6兆円、これは野村証券さんと同じぐらいのサイズだとお考えください。運用資産44兆円のうち、12兆円がインフラに対する投資でございます。

ページを飛ばして頂いて、5ページ目にお進みください。世界中で私どもが投資しているアセットの表でございます。個別の名前はさておきまして、一番下のところに左から紫色でAirportsとかCommunicationsとか、いろいろ出ておりますけれども、ポイントとしては、インフラあるいはインフラの特徴を持った、いろいろなタイプの資産・業種に投資をしたり、アドバイザー業務を展開したりしているということでございます。

6ページ目でございますが、マッコーリーのインフラビジネスの歴史がございます。1994年、もう20年以上前、オーストラリアの高速道路のプロジェクトへの投資が始まりがございます。この辺は、ジョン・ウォーカーの方から、後ほど少し説明があるかと思ひます。

次のページにお進み頂いて、7ページ目、本日の一つのテーマでありますコンセッション。こちらは、マッコーリーとしては世界中で非常に力を入れている分野でございますが、日本でも積極的にお仕事をして頂いております。3件、大きなプロジェクトが完了しておりますけれども、そのうち仙台空港では東京急行電鉄様を代表企業としますコンソーシアム、愛知県道路公社のプロジェクトでは前田建設工業様を代表企業としますコンソーシアムのアドバイザーとして、このコンセッションの入札を成功裏に終わらせることができっております。

このコンセッションの分野では、政府の強力なリーダーシップのもと、空港案件を初めとする案件が継続的に出てきている状況になっていることは、非常にすばらしい、大きな成果だと私どもは考えております。

この後、ジョン・ウォーカーより、弊社の経験をもとに、このコンセッションの分野について、「これまでの成果」や「今後、どの様な期待があるか」、それから、「他のマーケットではどういった歴史を辿ってきているか」、こんなお話をさせて頂きたいと思ひます。

まずは、インフラマーケットのグローバルトレンドについて、ジョン・ウォー

カーの方から簡単にご説明させていただきます。

(マッコーリーキャピタル ウォーカー会長)

資料9ページ「世界のインフラ投資」ですが、基本的にはこの投資拡大トレンドが継続していくものと見ています。2016年の上期だけで、既に1,880億米ドルもの資金がインフラに向けて投資されております。また、この内訳を見ますと、投資対象プロジェクトの32%がアジアとなっており、このトレンドも継続するものと見ております。

また、アメリカ国内に目を向けてみますと、トランプ政権がどの程度成功するのかということにもよりますが、アメリカ国内でのインフラ投資拡大も期待できる場所でもあります。

もう一つ、興味深いグローバルトレンドとしては、金利の低下がございます。低金利環境は、日本では暫く続いてきたトレンドではありますが、世界的な金利低下の状況が、インフラに対する投資魅力を高めており、また投資家の運用ポートフォリオにおけるインフラアセットの重要性も増しているということがいえます。これは、退職者やその他スポンサーのニーズを満たすため、安定的なキャッシュフローを生む魅力的な投資先を、年金基金なども探しているからです。

11ページ目をご覧ください。アセットクラスとしてのインフラの魅力は、非常に増えています。お金の山が築かれているといってもいいぐらいで、1,000億米ドル超の投資可能資金が既に存在しています。一方、これらのニーズを満たす魅力的なインフラプロジェクトがどれだけあるのかといいますと、数としてはそれほど多くはありません。よって、その分、取得競争が高まるということが、現実の市場では起きております。

このようなアセット取得の競争が非常に激しくなっていますので、投資家は投資対象プロジェクトの事業リスクの許容度を上げるということが起きています。従来、インフラファンドというのはリスクが低いという位置づけでありました。しかしながら、投資の振り向け先を探していく中で、よりリスクの高いものも受け入れていくことが起こりつつあります。「建設リスク」や「収入リスク」、あるいは「実際に新規の事業を開発していくというリスク」等も、徐々に負うようになってきています。これは、資金を集めて、そして新たにインフラを構築していこうとしている国々、あるいは民営化を進めて行こうと思っている国々にとっては、望ましい傾向であると考えます。

13ページ目、14ページ目をご覧くださいと、いわゆる「コア」、「コア・プラス」というタイプのインフラアセットにおける期待リターンが徐々に下がって

きているということが分かります。特に交通インフラや「コア・プラス」といわれるタイプのインフラアセットにおいて、この期待リターンの低下は起きています。コア・プラスが何を指しているのかというと、非常に安定的なキャッシュフローをもたらす様な、ある意味、退屈する様な、そしてリスクの低いインフラを指しています。

申し上げたいのは、「インフラの定義が変わりつつある」ということです。そして、リスクの一連の幅の中でも、よりインフラ的な特徴というよりは、「産業的な特徴を兼ね備えたようなインフラに対する、よりリスクの高いものも、『インフラ』の定義の中に含まれてきている」ということです。

15ページ目、16ページ目を見て頂くと、投資家のユニバースが広がっていることがお分かり頂けると思います。インフラファンドやアセットマネジャーといった投資家に加えて、年金基金や政府系ファンドといったところも、直接、インフラに対する投資をするようになってきています。特に最も興味深い点としては、政府系ファンドがインフラに対して直接投資をする、そして、これを非従来型の手法を使ってやっているということでもあります。この非従来型の手法ということについては、後ほどご説明致します。

多くの国では、「プラバタイゼーション（民営化）」という言葉は既に使われていません。代わりに「アセットリサイクリング」という言葉が使われてきています。これが意味するところは、例えばオーストラリアやその他の国の政府が事業の民営化を行う際には、民営化に当たっての売却資金を一般歳入の中に繰り入れたり、債務の返済に充てるということを経ずに、国レベル、州レベルのインフラ事業のために予算取りしたり、別枠を取っておくということが行われています。

例えば、オーストラリアで民営化を行った場合、その民営化に係る売却代金は、ある財源のもとにプールされ、「州の新しいインフラ開発や整備」に使われます。ですので、州政府がインフラを新たに開発するためのインセンティブとして、既存事業の民営化が行われるようになっているということです。

ここで繰り返しておくべき重要な点は、「PPPが常に解決策であるとは限らない」ということです。例えば、州政府があるアセットを民営化するとします。その場合は、民営化した売却代金を使って、経済的な合理性に十分達しないようなインフラ、例えば、地下鉄の整備といったものに使うための財源、資金としてとっておくことが行われています。このようなアプローチを取ると、民営化に伴うマイナスのイメージを払拭することができます。すなわち、労働組合や地域社会に対して、「雇用の創出とか将来世代のための経済的なプロジェクトに使われる」ということを、きちんと示すことができるということです。例えば、

シドニー市では、現在、港湾の民営化の売却代金を使って、国内の都市圏にある鉄道システムの再開発を行っています。

では、ここでプレゼンテーションの資料に戻りまして、セクション3、18ページをご覧ください。このページには、どのような点をさらに改善することが可能なのかということについてお示ししておりますが、あくまでこれは概要レベルに留めております。この後、米澤教授の方から詳細に渡ってお話があるかと思えます。

「3つの分野において改善できる余地があるのでは？」ということで挙げております。

まず、1点目がプロジェクトの規模です。現在、プロジェクトがあまりにも小さいので、「民間資金が興味を持つような規模になっていない」、「関心を持って貰えるような十分な大きさになっていない」ということが挙げられます。

もう一つ、「改善の余地があるのでは？」と思われるところは、リスクの分担の仕方です。例えば、政府の方で中央集約的にPPPの事務局を立ち上げるというのも、1つ考えられるのではないかと思います。他の政府機関とは独立して、そして実際にプロジェクトのプロセス全体を見ていくための、「ワンストップサービスを提供できるような機能」を担う事務局が立ち上がると、なお良いのではないかと思います。この事務局というのは、政策のアドバイザー的な立場ではなく、PPPのプロセスを実際に動かして行く役割を果たすことが求められます。

このようなアプローチは、韓国で、また、より最近ではフィリピンで使われています。こうすることで、PPPについて、より一貫性を持った形で実行ができ、また実際に民間の側から見た場合でも効率性が向上するというメリットがあります。

また、民営化においては、「国の中央機関でアセットの売却を担当するようなオフィス」を設けるということも、非常に大きなメリットが期待できると思えます。オーストラリアの民営化の歴史では、このような手法が取られて参りました。ある1つのオフィスなり部署がきちんと説明責任を負う、民営化のプロセス全体を見るということを行っていく。また、民間の入札希望者との窓口も1カ所に対応することのメリットは非常に大きいのではと思われれます。意思決定がなされる際に、4つも5つも様々な政府の省庁なり部局が担当するのではなく、ある1つの部署が全て担当するという方法の方が、より望ましいのではないかと思います。

この改善の余地があるということに関しての最後のコメントとしては、PPPあるいは民営化という今までの流れを見ると、案件に対する考え方が、事業会社である投資家（ストラテジックインベスター）に対してバイアスがかかっている

て、ファイナンシャルインベスターといわれる人達には、それほど大きなメリットが無いように見受けられる点です。

事業会社である投資家（ストラテジックインベスター）は、自社のサービス提供とか契約の獲得というところにばかり、どうしても目が行きがちです。一方で、ファイナンシャルインベスター（金融機関投資家）は、「どのようにしてキャッシュフローを改善できるか？」ということも含め、より長期の観点から、「どのようにアセットを運用していけばよいか」というところに目が向きます。「いかにファイナンシャルインベスターを呼び込むか？」の観点から、現状の会計や税務上のルールに関しては改善の余地があるのではないかと考えています。

19ページは、民営化をするに当たって、「入札の参加者数が案件の成否を判断する一つの指標として考えられる」ことを示しております。こちらの表に纏めてあるのは、世界の主なPPP案件において、入札者が1者であった事例ですけれども、PPPの世界での経験からしますと、「入札者が多く競争がより激しいスキームの方が、案件として、より理想的である」といえます。

プレゼンテーション資料の残りについては、グローバルで見た場合、各国の経験について書いてあるのですが、時間の関係でここでは詳細はご説明せず、代わりに、改めて2点だけ申し述べるに留めさせていただきます。

1点目は、非常に大きな資金のプールにアクセスできることが、ファイナンシャルインベスターにとって重要であるということです。

もう一つが、「アセットリサイクリング」という考え方の強みです。インフラアセットの売却資金というのは、また別のインフラプロジェクト用にきちんと確保しておくという考え方が非常に重要であり、また今後の強みになるということでもあります。

ご清聴ありがとうございました。

（竹中会長）

ウォーカー会長、ありがとうございます。

いろいろな御質問等々、あるかもしれませんが、時間がちょっと押していますので、先に米澤先生のほうから御発表を賜りたいと思います。お願いします。

（早稲田大学大学院米澤教授）

御紹介いただきました早稲田大学の米澤です。本日は、未来投資会議構造改革徹底推進会合にお招きいただきまして、本当にありがとうございました。

私たちのほうから、コンセッションの実務的課題を少し具体的に述べさせていただきます。それに関して説明していきたいと思っています。そのための

冒頭のモチベーションとしましては、大半はマッコーリー会長さんのほうから御案内がありましたので、可能な限り省かせていただきますが、出発点はこの低金利下、ゼロ金利に近い金利のもとで、機関投資家の運用が非常に困難になっているということですね。

にもかかわらず、ちょっと考え方を変えれば、そこにはインフラ資産への投資があるじゃないか。ただ、現に行われつつあるのは、為替リスクを負いながら海外のインフラ資産投資です。国内にもあるはずなので、そこに関して少し目を向けていって、そういうものを実現していったらいいのではないだろうかというのが一番のスタートのモチベーションです。こういう認識のもと、私と、隣に座っております三井住友トラスト基礎研究所の福島さんと共同で調査を始めまして、今に至っております。

調査を始めますと、何といたってもコンセッションという制度が新しくスタートしたこともありますので、その重要性に関しては全く否定するつもりはなくて、もっと頑張っていたきたいということですが、導入期にある現在は、案件の進捗に伴って、幾つか実務的な課題が生じてきております。それらをきょう、この後御説明しながら、この点の改善をいろいろ考えていっていただきたいというのが我々の趣旨でございます。

お手元にごございます資料2のパワーポイントをごらんになりながらお聞きください。

きょう、お話ししたい論点は、2ページに書かれています5つのポイントとなります。繰り返して説明していきたいと思います。時間の関係もございましたので、若干まとめてきたので、それを拝読させていただきたいと思います。それから、各項目に関しまして、かなり詳しい表もつけております。今回は表の内容に関してまで、ちょっと立ち入れませんので、もしこの後で質疑応答がありましたら、それに関しまして触れさせていただくにとどめたいと思います。

まず、1つ目は、十分な情報開示や調査機会が民間事業者提供されているかどうか。必ずしも十分ではないのではないかとというのが一番の点でございます。民間事業者が運営権対価を適切に評価できるようにするためには、公共から民間事業者に対して責任ある十分な情報開示が行われて、現地における調査機会が十分に提供されることが重要ということです。仮にこれらが十分でない場合には、民間事業者は提供できないリスクが内在するという認識を持たざるを得なくなって、それを深掘りするゆえに運営権対価を少し低く評価してしまうという可能性があり得るということです。

これまでに実現した3つのコンセッションの案件、仙台空港、新関西国際空港、愛知県有料道路については、十分な情報開示や調査機会が提供されていな

いという民間事業者の声がありました。ただ、現在進行中の案件におきましては、それが大分改善されているという話も聞いておりますが、いずれにしても、今後のコンセッション案件におきましても、先行案件の知見を生かしていただいて、さらに適切な対応がなされるように、これは公共のほうにお願いして実務的な情報を共有することが重要ではないかと考えております。これが第1点目でございます。

第2点目は、今の点と極めて裏と表の関係でもあるのですけれども、瑕疵リスクの官民分担が適切かどうかという点でございます。これは、参考資料の3ページ目の表を主に参考にしながらお聞きください。この点は、マッコーリーさんのほうからも少し御案内があったかと思えます。

コンセッションの案件では、官民のリスク分担が重要な論点になっております。特に瑕疵リスクについては、民間事業者の負担が重たいのではないだろうかという声が挙がっております。具体的には、仙台空港の案件で、空港ビルについては株式譲渡の形態をとっており、これについて公共が瑕疵担保責任を負わないという内容になっている点が念頭にあるようです。最初の1点目の話とも関連しますが、公共から責任のある情報開示や民間事業者の十分な調査機会が提供されていれば、瑕疵担保の件はリスク分担でそれほど問題となりませんが、それらが不十分な場合には、瑕疵担保責任の有無が官民のリスク分担に大きな影響、悪い影響を与えるという懸念があります。

したがって、瑕疵リスクの官民の分担は、情報開示や調査機会のあり方とあわせて、総合的に官民のバランスを考慮することが必要ではないかと思っております。これもその後の案件では一定の手当てがなされているというケースもあると聞いておりますので、こうした論点の存在を公共のほうと生かしていただくということが期待できるのかな、重要ですねということでございます。

引き続きまして、3つ目は、これもマッコーリーさんのほうで挙がっていたかと思えますが、議決権株式譲渡に関する、ここでは事前承認についてどう考えるかという問題でございます。これは、参考資料として4ページ、5ページもあわせてごらんください。

議決権株式の譲渡につきましては、先行の3案件に関しましては、いずれも事業期間を通じて公共の事前承認が必要となっております。そして、民間事業者は規定上、原則承認するとあっても、例外に当たる場合もあり得るのではないかということで、この点が非常に明確ではないということで、これがあ意味で参入の難易度を高くしているのではないだろうかという懸念がございます。

なぜならば、民間事業者が一定時点で負担できる事業リスクには限りがあり

ますし、このため事業者が新規事業に着手する場合、どの程度の期間や確率で投資の資本の回収が可能であるかを見きわめようとするわけですが、その際に議決権株式の譲渡が承認されるかどうか、この見通しが明確に立たなければ、この判断が非常に難しくなるという危惧があります。

また、事業が安定した後に、低くなったリスクに応じて、要求利回りの低い投資家資金への代替を前提とするような場合も考えられるわけですので、いずれにしても入札時の運営権評価額にもこういうことが影響してきますので、今、言った問題が明らかにされる必要かあるかと思います。

他方、運用するほうの機関投資家のほうから見ても、運営形態として無議決権株式ではなくて、議決権がついている株式を求める声が多々あります。これは、当たり前ですけれども、大型投資をしている以上は、投資パフォーマンスの向上とリスク管理のために、経営に一定の影響力を持つことが必要と考えるわけですので、こういう点から見ても議決権株式を求める声が出てくるかと思えます。

安定的な投資対象を求める機関投資家の資金をコンセッションに向かわせることがそもそもの目的であり、経済の観点から有益と考えますので、議決権株式の譲渡の可否はかなり重要なポイントになるかと思えます。特に、リスク許容度の小さな機関投資家には、運営が安定した後に議決権株式を取得できることも重要なことかと思えます。

これらの点を踏まえますと、ここで言いたいのは、議決権株式譲渡の可否に関する予見可能性を高めていただきたいということがここでのポイントになります。そういうことによって、コンセッションの拡大とか発展に大きく寄与するのではないだろうかということです。

以上が3つ目の点です。

4つ目は、運営権対価の支払方式に関する柔軟性というのでしょうか、これに関する点でございます。これは、参考資料として6ページをごらんになってください。

と言いますのは、先行3案件の運営権対価の支払いを見ますと、比較的小型の仙台空港は一括払いになっておりますが、運営権対価が1,000億円以上であります新関西国際空港及び愛知県有料道路については分割払いとなっております。これは、いずれも実施方針の段階で支払方式が特定されております。

ただ、実際には、比較的大型の案件についても一括払いを指向する民間事業者がおりますし、これは多額の資金を一時に支払うことで効率的な調達が実現できるというニーズにもよります。

加えて、運用するほうの機関投資家のような資金提供者の参加を視野に入れ

た場合、一括払いの採用によって、こうした運用機会により魅力的に感じるような投資家も出てくると思いますし、分割払いには公共のリスクがあるという点も十分に認識される必要があります。

それは、ファイナンスの観点から言いますと、分割払いは実質的に公共が民間事業者に投融資しているのと同義的になりますので、そういう意味では公共にリスクが残った状態と考えることもできるということなので、これはそういうリスクもありますということなので、一括払いであれば、そのリスクは当然なくなるという点も見逃すわけにはいかないのではないかと考えています。

ということで、支払方式に関しまして、分割か一括かをどちらかというわけじゃなくて、選択できる柔軟性があればいいのではないだろうか。そういうことによって、より多様な民間事業者や機関投資家の参画に道を開くことができるのではないだろうかということで、この点が4つ目として指摘したい点です。

最後、5番目は、少し総括と大所高所ということも含めて提案させていただきますと、機関投資家の参画と市場規律に基づくガバナンスが必要だなということです。これまでは、実は案件では、コンセッションの運営実務に直接かわからない機関投資家が、投資のコンソーシアムの組成メンバーになることは、公共から必ずしも歓迎されていないという雰囲気があると伺っています。しかし、諸外国では、投資のコンソーシアムや機関投資家の参画は珍しいことではありません。

両者の違いは、市場規律の導入という民間資金活用の効用に対する認識の違いでもあるのかなという感じであります。PFIの先進国では、公共サービス提供に市場規律を決めることの大切さが強調されております。一般事業者に比べ、より厳格な説明責任のもとで合理的なリスク、リターンを求める機関投資家さんの参画というのは、市場規律に基づくガバナンスを強化するメリットがあります。また、その長期的安定資金が入ることは、コンセッション自体にとっても非常にメリットがあることだと思います。したがって、日本においても、市場規律に基づくガバナンスという視点を改めて認識して、機関投資家が参画する幅をなるべく広げるように工夫されて検討される必要があるのではないかと思います。

それから、ちょっと違ったガバナンス視点からです。自治体による出資や役員派遣をどう考えるかという個別の問題になりますが、そういう問題も片やあります。自治体の行動原理は、市場規律じゃなくて公益の確保や地域振興ということなので、ガバナンス上、行動原理を異にするもの間の調整としては難しい面もあるのではないかと思います。こういう問題で、かつて第3セクターのほうでいろいろ問題が生じたということなので、その轍を踏まないようにし

ていただく必要があるのではないかと思います。

もちろん、地方のインフラ運営ですので、地域と一体になって観光の振興やビジネスの振興という観点は重要ですので、それらがけしからぬというわけじゃなくて、官民の意向の調整を円滑に行う方法が重要ではないかということでございます。

以上、具体的な論点として5点ほどコメントさせていただきました。大宗としましては、官民のリスク分担、及び公益と私益の調整をいかに合理的に行うかという問題に帰着するのでしょうか。これらの論点について、公共と民間事業者の間で適切な調整を行うことができれば、コンセッションを通じた公共サービスの民間開放のさらなる進展につながるのではないかと期待しております。また、それは機関投資家によるインフラ資産への投資の機会を拡大するという点にもつながると思っております。

最後に言及したい点は、公共サービスの民間開放における先進国でありますヨーロッパの国々で、こうした論点に適切に対処するための合理的な工夫やシステムがありますということで、私も受け売りなのですが、紹介させていただきます。

これは、7ページに書かれております。PFIの先進国でありますイギリスでは、水道事業民営化に際して、公共と民間事業者の間に立って、どちらかにも偏らずに調整を行い、フェアにルールをつくっていくことを目的として、Ofwatという独立した機関をつくって設置しております。こうした取り組みも、今後、日本のコンセッションを進化させていく上で、1つ参考になる重要な例示ではないかと思っております。

ちょっと駆け足になりましたけれども、私からの報告は以上となります。どうもありがとうございました。

(竹中会長)

ありがとうございます。

米澤先生、ちょっとクラリファイングクエスションですけれども、市場規律の観点から、年金等の機関投資家に言及があったのですが、機関投資家の観点から見ても、日本のコンセッションへの関心は非常に高まっていると、それはそのように考えてよろしいでしょうか。

(早稲田大学大学院米澤教授)

きょうは、機関投資家の具体的なイメージに言及しませんでした。具体的に言いますと、今、御案内がありました年金。年金は公的・企業年金、両方含めて

ですね。それから、忘れてならないのは、生命保険なども今の運用環境に困窮している状態で、その点から非常に期待しております。現に、年金の一部は既に残念ながら海外へのインフラ投資は開始しております。具体的にどのぐらい物件に運用しているか、定かではないのですが、そこに取りかかっているということにもなっております。

(竹中会長)

ありがとうございます。

丁寧な御説明をいただいたので、ちょっと時間が押しているのですが、民間有識者、補佐官、政務の皆様、もし御質問等々ありましたら、ぜひ挙げていただきたい。いかがでしょうか。

富山さん。

(富山副会長)

きょうは、どうもありがとうございます。

指摘されていることは、私は全くそのとおりで思っていて、要はここから先は、どれだけスムーズにこういったことが動いていくかということと。

あと、これは私も関空は若干かかわっていたので、そのときの記憶で申し上げますと、コンセッションは入り口のところの負荷は大きいのです。ルールを全部決めなきゃいけないので、負荷はこのストレスはきついのですが、始まってしまうとすごくいい仕組み。要は、ルールが決まっているので、ゲーム理論的に言うと予測可能性が高い、インセンティブがすごくはっきりした形で動いていくので、入り口のところのストレスさえ乗り越えれば、ほかの3セクなどは最悪なので、ああいうわけのわからない仕組みと比べたら、はるかにいい仕組みだと理解しています。

ただ、そのかわり、さっき米澤先生から指摘があったように、一方で負荷がかかるところで3セク的にやりたいという圧力が働きやすい。そこでしか介入できないので、何とか3セク的なところに落としたいという妙な圧力も働きやすい仕組みなので、そこを現実はどう乗りかえるかが私も鍵だなと思っていて。

そういう意味で言うと、半分質問で、半分コメントなのですが、この入札のルール、どうやって、誰を選ぶのかというルールが、実は私は結構勝負じゃないかと思っていて、これがある意味で日本的にぐちゃぐちゃとした、ぐだぐだしたプロセスになっていくと、結果的に終わって見たら、名前はコンセッションだけれども、実態は3セクというものばかりになって、後でまたぐだぐだになってしまうということが起きるのではないかという懸念を感じていました。

逆に言うと、関空は全くそうじゃない、がちでやったので。今後、地方になればなるほどそういう介入が入ってくる可能性が高いと思っているのですが、その辺、もし何かコメントなりアドバイスなりがあったら、ちょっと教えていただきたいと思っています。これが1点目です。

(竹中会長)

それは、どなたかいかがですか。

ウォーカーさん、手短にお願いします。

(マッコリーキャピタル ウォーカー会長)

確におっしゃるとおりだと思います。民営化とかPPPの歴史を振り返ってみますと、多くの国で10年ほどかけて過去からの教訓を学ぶということが続け、そして、それを将来的にルールとして生かしていくということが行われてきました。ですので、私の先ほどのコメントでも、「セントラル・オフィス・オブ・アセット・セール」のような、集中管理してアセットの売却について、所管する省庁なり部局を立ち上げたらよいのでは、ということをお願いさせていただきました。

そのような部署なり省庁なりができれば、民営化に関する専門的知見をそこで集積することができますし、政府の関係者も一般事業者とか機関投資家との関係性ができてきます。それをさらに生かしてゲームのルールを学んでいく、そして専門的な知見を蓄積するということに繋げていければよいのではないかと思います。ただ、確かにこの部分というのが、おっしゃったように選定のルールとかをきちんと機能させていくということが大変難しいところではあります。ここから教訓をどう学んで生かせるのかということに尽きるのではないかと思います。

申し上げたかったポイントとしては、「現実に合わせて政策を変化させる、そして進化させる」ということでもあります。例えば、韓国のPPP制度を見てみましても、最初の3年間は民間と公的セクターに対して、収入の保証「ミニマム・レベニュー・ギャランティ」という制度がありました。もともとこのミニマム・レベニュー・ギャランティというものがあつたが故に、民間は参入し易かつた訳ですが、その後、民間が事業にも慣れ、資本コストが下がるということが起きまして、結局、このミニマム・レベニュー・ギャランティという要件は、3年後には無くなりました。ですので、ポイントとしては、「フレキシブルに政策を進化させる」、そして、「変化させて行く」ということであると思っています。

(竹中会長)

大橋さん、手短にお願いします。

(マッコーリーキャピタル証券会社 大橋代表)

ジョンのほうから制度の柔軟性という話がありましたけれども、入札のプロセスにおいても、それなりに柔軟にやっていたのだと思います。プロセスが始まったとしても、参加者が少ないようなプロジェクトになりそうであれば、悪い点を直して、延期させてもう一回やり直すといった工夫はあってしかるべきだと思いますし、海外でもそういう例はたくさんあります。

(竹中会長)

富山さん、最後にコメントをお願いします。

(富山副会長)

もう一点、コンセッションに関してですけれども、どっちかというとは既存のものをコンセッションで出してくるというのが、多分多い議論になっているのですが、新規、要するにゼロベースからコンセッションで新しい、例えばオリンピックの施設をつくるというのも当然ありかと思うのですが、海外の先行事例で言うと、そういう事例は結構あるのかないのか、もし教えていただければと思います。

(株式会社三井住友トラスト基礎研究所福島主席研究員)

これは、私のほうからコメントさせていただきます。

まず、日本の今のコンセッションの制度そのものが既存の、つまり稼働中の施設にしか適用できないというものになってしまっています。その意味で、コンセッションという言葉の定義が結構狭義な形になってしまっていると思います。おっしゃるとおり、海外では、どちらかというとは建設段階からコンセッションという定義のもとで行われていることが多いです。日本で、現行の法制度下でこれをやろうとすると、恐らく、建設段階は普通のPFIなどでやっておいて、竣工したところでコンセッションというツーステップを踏まざるを得ないということだと思います。

(マッコーリーキャピタル ウォーカー会長)

韓国の制度を10年程見ていますと、コンセッションの契約というのはインフラの建設が始まる前にされています。イギリスでも同じやり方をしていますの

で、海外においては、このようなやり方が恒常的なモデルということです。

(竹中会長)

どうもありがとうございます。まだまだ議論はあると思いますけれども、かつての3セクのような組織にしないためにどういう工夫が必要か。そのプロセスにはセントラルオフィスのようなものが必要なのではないか。それと、新規の投資に対して、どのような扱いをするか、大変重要な宿題としていただきたいと思いますので、それをぜひ生かしていきたいと思います。

ウォーカーさん、米澤さん、福島さん、大橋さん、どうもありがとうございます。

(4氏退室)

(竹中会長)

それでは、時間が押しておりますので、できるだけスムーズに進めたいと思います。

続きまして、福田大臣補佐官から民間事業者ヒアリングに関する説明をお願いしたいと思います。昨年秋以降、補佐官のもとでPFI推進室と再生事務局とで精力的に民間事業者との対話を行ってきたと報告をいただいております。先ほどの話も含めて、今後の成長戦略で検討していくべき論点などについて、福田補佐官に御報告をお願いいたします。

(福田大臣補佐官)

私のほうから御報告させていただきます。お手元の資料3というものをごらんいただければと思います。

今、竹中先生からお話がありましたとおり、これまでの日本のコンセッション事業に代表企業として参加した会社、及び海外のコンセッション事業に豊富な参画経験を持った上で、日本の案件に参画している、比較の目線でお話いただける会社を中心にアンケートを行って、ヒアリングを行いました。このペーパーというのは、そこに書かれている、そこから得られた意見をまとめたものです。時間がちょっと押していますので、細かく内容については入りませんが、整理して言うと、本日の会合でこれまでにお話があった内容にかなり合致している部分が多いと思います。

これはあくまでも民間事業者側からのお話を聞いた整理ですので、今後関係府省側にも当然さまざまな事情があると思いますので、そういったところとの突き合わせを行うべきだと思います。その上で、何が本当の論点なのかという

ことは整理する必要があると思います。そういう前提で聞いていただければと思います。重要なところだけ何点かかいつまんでお話しをします。

1 ページ目ですけれども、先ほどから瑕疵保証の話等がありました。官民のリスク分担というところに改善の余地があるという御意見は、非常に多いです。共通した課題として言えるのが、いわゆる偶発債務ということだと思っておりますが、政府として民間事業者と契約する場合に、予算の裏づけがあれば、その予算の枠組みの中で相手に支出をすることは可能であるということだと思っております。

一方で、コンセッション事業の場合は独立採算で行われることが多いので、契約の前段階で政府側が予算をとることは基本的にない。政府側が予算をとっていないのに、何かあったときに民間事業者に対してお金を払うということを経済契約書にどこまで書いてよいのかということが、正直言って余りはっきり整理されていない。現場ベースで言うと、一律にそれは無理であるとされてきてしまっている。

しかし例えば、運営権対価を行政に払ってもらっていて契約解除があった場合に、民間事業者に瑕疵があったとしても、例えば500億円の運営権対価というのは30年の事業継続を前提としてはじかれているのに、2年目で契約解除があって運営権対価の返金がゼロというのは、余りにも懲罰性が高いのではないかと、そのような意見です。

あとは、30年後、契約満了時に事業が終わるときに、民間事業者が持っている資産の買い取りといったものの保障が全くない。そうすると、契約満了が近づいてくると投資ができなくなってしまうとか。

この辺は、全て偶発的な支出というものをコンセッション事業の中でどう契約的に位置づけていくか。場合によっては、制度的な議論が必要なのではないかという背景がありそうですけれども、そういった論点は大きいところであります。

それ以外にも②、③で細かいことを幾つか書いております。

次のページに行ってくださいまして、2 ページ目の④ですが、これも先ほど来議論されていたポイントですけれども、マーケットサウンディングとか事業者の選定プロセス、選定された後の準備、あとはデューディリジェンスとか競争的対話といった部分で課題が指摘されている。これは正直言って案件によってかなりばらつきがあるので、ここに例示されていること全てがひとつの案件で起こっているというよりは、様々な案件で指摘されている課題を網羅しているものとして捉えていただければと思うのですが、民間事業者側からすると、進め方として、ちょっとどうなのと思われるところが散見されているのかなと思います。

例えば、マーケットサウンディングと呼びながら、その中に事業の大枠の条件が余り踏み込んで書かれていない案件が多い。マーケットサウンディングというのは、事業が始まる前に事業の大枠に対して民間事業者が意見を言える数少ないチャンスなのですが、ここでなかなか意見表明させてもらえない、ないしは踏み込んで書いていないので、結局、書いていないことにはコメントできないということになってしまう。

あと、デューデリジェンスをする上では、当然、対象資産の情報というものをを出してもらわないといけないわけですがけれども、巨大なインフラの管理ですので、管理対象となるインフラの修繕履歴とか調達時の情報といったものがあって、将来、何が起こるかということを民間事業者側で予見していくわけですが、そういった情報がついていないような案件が場合によってはある。

あとは、競争的対話、これは事業者が選ばれる上で、こういう条件に変えてくれれば私たち、入札に参加できるかもしれない。これも民間事業者側からすると非常に重要な意思表示の場ですがけれども、契約条件を対話させてもらえない場合があるとか、そういった問題も現場ベースでは起きているというところがあります。この辺も、買い手側としてあらわれてくる民間事業者というのは、コンセッションに限らず、事業というものを取引する経験が比較的豊富な人たちが多いのに対して、売る側は、特に自治体などに行きますと初めてのケースが多いということで、正直、ノウハウ差があるという意見だと思います。

そういう意味でも、先ほど出ていた意見かもしれませんが、標準化であるとか、手続というものを具体的にどうやったらいいのかということをもうちょっと周知する必要があるのではないかという気がいたします。

3ページ目に行ってくださいまして、事業者の選定に関して言うと、いろいろ改善が⑥に提案されていますけれども、例えば審査委員会の議事録等が公表されると、どういうところが評価されて選ばれたのか、選ばれなかったのかということがわかるので、納得感もあるし、次に向けた改善につながるという意見も出ています。

あと、3ページ目の下から次のページは、先ほど来、米澤先生からの御提案もあった運営権対価の払い方とか株式譲渡のお話ですが、運営権対価に関しては、来年払う100億円と30年後に払う100億円が同じ金額で評価されるのはどうなのだという事だと思います。30年後の約束というのは、果たされないリスクが当然高まるわけでありますので、来年の金額と単純に額面で評価してはいけません。分割払いの長期にわたる支払いのリスクというものを、ちゃんと計量化する、それを評価のメカニズムに織り込むといった努力が求められているということが意見です。

あと、9番、10番は、自治体の出資であるとか地元企業の出資枠といったものについては、非常に慎重な取り扱いを求める声が、詳しくはペーパーに書いてありますけれども、多いといったあたりであります。

最後、5ページ目ですけれども、先ほど来、出ている推進の体制というところについては、何らか工夫が要るのではないかという御意見だと思います。

以上、11項目、ざっと触れさせていただきました。繰り返しになりますが、きょう出ている御意見とかなりかぶっているということで、問題の所在というのものもある程度取れんしているのかなと感じます。

以上です。

(竹中会長)

ありがとうございます。

今、お話いただいたのは、先ほど米澤先生を初め、皆さんがお話したこととかなりシンクロしている部分が多いし、今後の成長戦略の検討に盛り込むべき論点はかなり網羅されているように思います。

お話の中にもありましたけれども、今後、この内容を補佐官のほうで、PPP/PFI推進タスクフォースで各省庁にヒアリングして、その問題意識を突き合わせて精査して、最終的にどのような形で成長戦略に織り込むか、その論点を確定していただきたいと思うのですが、これは福田補佐官のほうにお願いしてよろしいでしょうか。

(福田大臣補佐官)

わかりました。そのようにいたしまして、また御報告させていただきます。

(竹中会長)

皆さんからの御意見も、ぜひその中でいただきたいと思います。

それでは、続いて、皆さんに既にお伝えしている集中強化期間の終了する重点分野と、今後の問題をどうするか、新規分野の取り扱いについてどうするかということについて議論したいと思います。

従来の空港・道路・上下水道の目標設定に加えまして、新規にクルーズ船ターミナル施設、MICE施設についての案件設定を、これは非公表の資料4に私案として、私の思いとしてまとめております。この内容については、関係省庁でおおむねこの方向でいいともし合意していただけるのであれば、それはそれで大変結構だと思いますけれども、合意できない議論については、皆さんの言い分を当然ちゃんとお聞きしますので、次回の会合までにPPP/PFI推進タスクフォース

において、どこが合意できないのか、それにかわる代替案としてどういうものがあるかということをお示しいただければと思います。

きょうは、時間の関係もありますので、おおむねこれでよいのか、それともタスクフォースで議論したいというのか、Aコース、Bコース、どちらを選ばれるか、その御表明をできればいただきたいと思います。もちろん、中身についてコメントしていただいても結構でございます。

これは、国交省航空局からお願いしてよろしいでしょうか。お願いします。

(松本国土交通省航空局審議官)

ありがとうございます。航空局でございます。

私ども、空港分野につきまして竹中先生のペーパーの①に書かれているところでございますけれども、空港分野につきましては6件という数値目標につきまして、既に達成したという評価をいただいておりますけれども、私ども航空局としては、コンセッション制度をさらに広く普及できるように、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

その上で、空港運営の民間委託の進め方でございますけれども、これにつきましては、空港あるいは地域の活性化という目標を実現するための手段として進めていくものだと思いますけれども、こういった位置づけと。

それから、私どもがやっております空港民営化につきましては、根拠法として民活空港運営法がございます。この際の立法府での議論等もございますので、そういったことも踏まえながら、このペーパーにおける表現ぶりについては、タスクフォース等の場におきまして、具体的な記載ぶりについて福田補佐官とも御相談させていただきつつ、調整させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

(竹中会長)

わかりました。ありがとうございます。

道路局、お願いします。

(青木国土交通省道路局次長)

道路局でございます。

この記載の方向で対応していただければ依存ございません。引き続き努力させていただきます。

(竹中会長)

ありがとうございます。  
下水道部、お願いします。

(森岡国土交通省水道管理・国土保全局下水道部長)

下水道も同様でございます。引き続き、この方向で努力いたします。  
以上です。

(竹中会長)

ありがとうございます。  
厚生労働省水道課、お願いします。

(橋本厚生労働省大臣官房審議官)

水道につきましても、この記載の方向でこれから努力させていただきたいと考えております。

(竹中会長)

ありがとうございます。  
港湾局、お願いします。

(津田国土交通省港湾局技術参事官)

港湾局でございます。

数値目標につきましては、博多港を含めて3件ということで検討を進めたい。

その中で、1つございます。この記載の中で、「クルーズ船旅客ターミナル施設等」となっておりますが、日本再興戦略の中では「クルーズ船旅客ターミナル施設及びMICE施設」という書き方になってございますので、ここの「等」は除いていただけるといいかなと考えてございます。よろしく願いいたします。

(竹中会長)

はい。  
先に観光庁、お願いします。

(加藤観光庁観光地域振興部長)

観光庁でございます。

今回、6件という目標をいただきましたので、観光庁としては、この方針に基づきまして取り組んでいくと考えておりますが、1点だけ、観光庁はソフト面

の支援メニューが中心でございますので、ハード整備に対する支援も含めまして、関係する省内部局、府省としっかり連携してやっていきたいと思っております。そういう意味で、なお書きのほうにも書いていただいておりますけれども、今後、福田補佐官の御指摘をいただきながら、関係部局ともよく御相談させていただきたいと考えております。

(竹中会長)

ありがとうございます。

福田補佐官、特にございますか。

(福田大臣補佐官)

「等」は誤記だと思いますので、多分、港湾局さんの言うとおりでいいと思います。その上で、調整が残るのは、MICEと航空ですね。

(竹中会長)

わかりました。御指摘をどうもありがとうございました。

それでは、きょうの最後のテーマに移りますけれども、日本再興戦略2016の進捗フォローアップです。きょうは時間の関係から、全体の説明の時間を設けておりません。次回、また状況を御説明いただきたいと思いますので、またぜひ準備をお願い申し上げたいと思います。

ただ、1つだけ重要な問題として、運営権制度と指定管理者制度の二重適用に関する問題について、大変御努力いただいて進展があったと聞いております。この点について、内閣府PFI推進室より御説明をお願いできますでしょうか。

(木下内閣府PFI推進室長)

二重適用問題ですけれども、前回も御説明いたしました。現行法上、運用でできる場面もありますので、そここのところにつきましては、今年度中に運営権のガイドラインを改正して対応いたします。運営権のガイドラインで対応できるケースは、ここに書いてございますように、普通財産化する部分、それから行政財産を施設の目的外に使用する場合があります。

残った部分が、行政財産のまま施設の目的内使用を第三者に認める場合ですけれども、ここは立法措置による解決が必要という結論になりましたので、それを受けまして、この紙で言いますと2ポツの下の方ですけれども、次の通常国会に提出予定のPFI法改正法案におきまして必要な措置を盛り込むことにいたしたいと考えております。

さらに、これを予告するために、そのちょっと上の行にありますけれども、今の国会に提出されます国家戦略特別区域法改正法案におきまして、コンセッション事業者がその運営する公共施設等を特定の者に利用させることができるようにするという旨を、附則で規定することとしております。このための作業につきましても、既に着手して進めておりますので、そういうことで皆様の御協力を今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

(竹中会長)

大変御尽力をいただきまして、ありがとうございます。必要な部分については、本格的な制度改正、法律改正に取り組むということで、大変よく理解させていただきました。制度改正に当たっては、運営権制度が有している財産権としての特質が損なわれて、民間事業者の投資意欲を阻害することがないように、ぜひとも御配慮を賜りたいと思っております。もし結果として運営権制度が指定管理者制度になってしまったのでは困りますので、そこをひとつよろしくお願いしたいと思っております。

それから、福岡からの要求が出ているわけですが、これは特区の枠組みの中できちんと対応するというところで理解しております。

それと、これは地方自治法とも密接に関係する内容だと思っておりますので、総務省にもぜひ前向きに取り組んでいただく必要があると思っております。各省庁の御協力をお願いするのは当然のことではありますが、総務省にも御協力いただけるという理解でよろしゅうございますでしょうか。はい。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

それでは、後半、急ぎ足になってしまったのですけれども、盛りだくさんの議論がきょうも出ております。これまでを通して、有識者の皆さん、政務の皆さんからコメントがあればいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

どうぞ、お願いします。

(富山副会長)

全体の分野で、さっきちらっと言ったベニューコンセッション的なことが出てくると思うのですが、今はどんな感じですか。ベニュー、文教施設的な話とか。英語で言うとベニューになってしまうのですけれども、競技場とかああいうたぐいの。

(竹中会長)

それはどなたにお答えいただけますか。

(山崎文部科学省大臣官房文教施設企画部技術参事官)

文部科学省ですけれども、文教施設で3年間で3件と宿題をいただいています、その中には社会教育施設、文化施設、スポーツ施設ということで、ベニューはスポーツ施設ということで検討の対象に入っています。

(富山副会長)

そこで、文科省的にはしんどい感じがあるかもしれませんが、本質的には産業論的に言ってしまうとライブエンターテインメント施設なので、教育側から言ってしまうと教育施設、教育文化になってしまうのですけれども、言うまでもなく文化消費というのは産業の中心になりつつあるので、これは産業政策の議論でもあるのですね。

ついそれが抜けがちに、文科省の特性上、しようがないところがあると思っていますのですけれども、結果的にそういうフィールドが今、市場経済的に物すごく成長分野になってきていますので、そういう言葉は使いにくいでしょうけれども、ある程度の公共性を持ったエンターテインメントファシリティという観点を持って検討していただけると、すごくうれしいと思います。すごく可能性がある領域なので。収益力が上がれば、それをスポーツ振興や教育にふり向けられますし。

(平井文部科学省スポーツ庁スポーツ総括官)

スポーツ庁でございますけれども、御指摘いただいた点、まさに今、スポーツ庁としては経産省と連携して、いわゆるスタジアム・アリーナ改革という視点で、これまでの運動施設の範囲を超えて、言葉は悪いですが、稼げるような施設をどうやってつくっていくか検討しています。

(富山副会長)

体育というのではなく、スポーツという感じで行ってください。

(平井文部科学省スポーツ庁スポーツ総括官)

はい。

(竹中会長)

この問題は、去年の成長戦略の重点分野の中で、文化・スポーツの話がたしか

出ていまして、経済産業省としても大変推している分野だと思いますし、これがまさにコンセッション等々の形で出てくる。

たまたまですけれども、この間からあるプロ野球球団のオーナーの方にお目にかかって、日本でプロスポーツビジネスというものが定着していない。今は非常に高い広告宣伝費のような形で赤字を出しながら球団経営をしているけれども、これは違うと。そういうものが成り立つようにする。そのために、別の球団は独自で球場を建設することを検討していて、そこにコンセッション特区を組み合わせられないかという検討が始まっていますので、ぜひ一度、この問題も経産省、文科省、スポーツ庁、関連省庁を中心に議論する場を持ちたいと私自身も思っております。

広瀬次長、何かございますか。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

事務局として申し上げます。

2016の中での文教施設、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設、2016年度から3年間で3件のコンセッションを活用するという目標になってございますので、その中で関係省庁としっかりと連携してやっていこうと思っております。

(竹中会長)

ほかに有識者の方、コメントございますでしょうか。よろしいですか。ございましたら。

(高橋議員)

諮問会議民間議員としては、PPP/PFI、コンセッションの環境整備に引き続き努めてまいりたいと思います。上下水道事業などは、例えば自治体の事業の広域化ということもポイントになると思いますので、そういったことも含めて環境整備を引き続き頑張ってみます。

以上でございます。

(竹中会長)

福田補佐官、特にございますか。

(福田大臣補佐官)

大丈夫です。

(竹中会長)

各省庁もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これから成長戦略の取りまとめを意識して、いろいろ議論していかなければいけないと思います。本日の議論を踏まえまして、PPP/PFI推進タスクフォース、これはいろいろと宿題をお願いしましたけれども、よろしく願います。それぞれの分野で検討を深めていただいて、次回会合でそれを踏まえて前向きな施策が示せるようにしたいと思いますので、何とぞよろしくお願い致します。

今回は、このほかに実際のコンセッションの導入検討を進めている関係者を招いた議論も行う必要があると思っておりますので、詳細が決まれば、また事務局より御連絡をさせていただきます。

私の発言としては以上でございますので、広瀬さん、願います。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ちょっと追加で。

(竹中会長)

どうぞ。

(松本国土交通省航空局審議官)

済みません、国土交通省でございます。恐れ入ります。資料6を用意しておりますので、手短に御説明させていただければ幸いに思います。前回、第3回の会合で竹中会長のほうから御指摘いただきました、北海道の7空港の一体的な運営委託について、資料を用意しましたので、御説明させていただきたいと思っております。

1ページ目は、前回御説明しました取り組みの流れでございますけれども、2ページ目でございます。国土交通省としても、北海道の7空港について、選定手続、それから選定後の運営について、7空港一体で取り組んでまいるという方針で進めております。

現在、マーケットサウンディングに向けまして、その早期実施のために福田補佐官とも密に御相談させていただきながら、また空港管理者4社、私ども国土交通省のほかに、北海道、旭川、帯広、ございますけれども、連絡調整会議を開催して、民間事業者の選定方法、また各空港管理者とそれぞれ契約を結びますけれども、その契約の相互関係等の基本スキームの骨格につきまして議論しているところでございます。32年からの運営委託というスケジュールでございます。

ますので、これにきちんと合わせるように、7空港の一体的な運営を引き続き検討を進めてまいる所存でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

(竹中会長)

ありがとうございます。

前回お願いしたのは、そういう個別契約と全体の整合性が難しいケースになりますので、その手法をとということで、福田補佐官とぜひ詰めていただきたいと思います。私は、この問題について、専門家ではないにしても、基本的には関係者で基本合意みたいなものが結ばれなければいけないのではないかなとか、そういうことを漠然と考えておりますけれども、そういう点も含めまして、ぜひいろいろと御検討いただきたいと思います。

広瀬さん、どうぞ。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間でございますので、最後に武村大臣政務官からまとめの発言をいただきたいと思います。お願いいたします。

(武村大臣政務官)

民間議員の皆様、有識者の皆様から熱心な御議論をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

本日の議論の中で、コンセッションに取り組む事業者目線での具体的な課題を明らかにすることができました。各府省におかれましては、会長から指示がございました福田補佐官のタスクフォースの中でのしっかりとした御対応をぜひともよろしくお願い申し上げます。

また、集中期間が終了する重点分野の今後と新規分野の取り扱いについても、方向性を共有できました。今後、これらの論点や残された課題につきまして、次期成長戦略の策定に向け、さらなる議論を進めてまいりたいと存じます。

引き続き、民間議員、有識者、各府省の皆様の積極的な御協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、この後、本日の会議の中身につきまして、事務局からプレスにブリ

ーフィングをさせていただきます。

後日、発言者の確認をいただきました上で議事要旨を公開したいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。